

長時間労働

『日本労働研究雑誌』編集委員会

本特集の題名は「長時間労働」である。「労働時間」ではない。その意味するところは切実である。日本の労働者の中に、日々10時間も12時間も働き、休日も休暇もほとんどないというような人々が相当数いる、という問題に焦点を当てたのである。

厚生労働省が総務省の『労働力調査』を再集計したところ、「週に60時間以上働いた」と回答した雇用者の割合が1990年代後半から2000年代前半にかけて高まっている(厚生労働省『平成19年版労働経済白書』)。この傾向は働き盛り世代の男性で特に顕著である。週に60時間以上とは、週5日労働で日々4時間以上の残業等があることを意味する。

長時間労働の現実、原因、対策。これまで本誌をはじめ、労働時間を特集した雑誌等は存在するが、改めて長時間労働について様々な角度から検討した本特集の意義は大きいと考える。

小倉論文「日本の長時間労働——国際比較と研究課題」は、特集を読むための前提である。まず、労働時間を国際比較している。残念なことに日本は、先進諸国の中で長時間労働者の比率が高いだけでなく、開発途上国と比べてもその比率は決して低くない。そして残業が多く年次有給休暇が少ない。よく引き合いに出される国際比較統計だけではなく、他の統計資料によっても、改めて日本の長時間労働が確認された。さらに、日本の長時間労働解消のための研究課題を提示している。所定外労働時間や割増率の機能、労働生産性の問題、心身の健康への影響、成果主義の影響、管理監督者の問題、消費者の要求などについて触れ、それぞれに解明すべき課題があることを提示した。梶川論文以降の各稿は、小倉が指摘している研究課題に対する「こたえ」あるいは「展開」という性格を有している。

梶川論文「日本の労働時間規制の課題——長時間労働の原因をめぐる法学的分析」は、労働基準法における長時間労働規制の実効性を検討したものである。使用者が時間外労働を命ずる根拠である三六協定が、厚

労省の定める「基準」(年間360時間など)を超えていても法的に無効となることはなく、また時間外労働命令の労働契約上の根拠も、かなり緩やかであることが、サービス残業などの要因ではないかという指摘は重要だ。また「管理監督者」等の問題に触れ、労働基準法改正法案についても極論することなく、慎重に検討している。今後の法制度の動向を考える上で貴重な貢献であろう。

佐藤論文「仕事管理と労働時間——長労働時間の発生メカニズム」は、企業の人事管理の現実に即して、長時間労働が生まれる要因を検討している。佐藤は、仕事管理(事業計画、要員管理、予算管理、進捗管理)と職場のマネジメント(管理職の管理行動、仕事特性、社員の仕事意識・行動)の結果としての長時間労働という流れを考察し、かつ、長時間労働に対する適切な管理・規制についても検討している。「労働時間の規制だけでなく、要員管理を含めた仕事管理及び職場レベルでのマネジメントの適正化が必要」との指摘は重要だ。長時間労働といっても、現実には様々な労働者が働いている。その人々の働き方を正しく見るためには、働いている企業の人事管理等の問題を考慮しなければならず、この点に深く切り込んでいる。

岩崎論文「長時間労働と健康問題——研究の到達点と今後の課題」は、労働者の健康に対する長時間労働の影響を検討したものである。長時間労働が仕事負荷の増加と、仕事以外の時間の減少をもたらし、それによって疲労回復時間を減少させるというメカニズム、さらに心理的負荷などの「他の仕事要因」、仕事時間以外の必須時間、負荷耐性といった3種類の「修飾要因」の存在を指摘する。その上で、これまでの研究蓄積を手際よくまとめ、長時間労働と脳・心臓疾患、睡眠不足、疲労との関係に関する優れた論文を紹介し、同時に精神疾患に関する研究の不備を指摘している。岩崎が述べるように、長時間労働と精神疾患に関する研究の充実、幅広い国民を対象とした労働時間と健康

に関する調査が求められよう。

國枝論文「労働時間と税制——Prescott 論文を巡つて」は、国内ではこれまでほとんど触れられなかつたユニークな視点を扱つている。特集の前提とした小倉論文もこの点には触れておらず、それは國枝が指摘するように、これまで日本の長時間労働を考える上ではほとんど考慮されていなかつた、税制（社会保障制度を含む）を扱つてゐるからである。Prescott は、2004 年、各国の税・社会保険料の違いによって労働時間の長さが説明できるという主旨の論文を発表した。これに対する批判、批判に対する批判など、（日本以外の）労働経済学界では、ホット・イシューになつてゐる。國枝は、Prescott 論文や関連論文を慎重に検討し、「(Prescott のいう) 一般的な税率の違いよりも、失業者や早期退職者等に支払われる給付のあり方がより重要」と指摘してゐる。また、労働組合の役割や文化的要因など、国による独自性についても検討し、税制やこれら様々な要因と日本の労働時間との関係を考察してゐる。

千頭紹介「UI ゼンセン同盟における労働時間適正化への取り組み」は、日本を代表する産業別労働組合の事例紹介である。UI ゼンセン組合員のうち正社員の過半数が、そして女性独身パートの 4 割がサービス残業をしているといった生々しい調査結果、さらにサービス残業撲滅強化月間に実施した「加盟組合役員による就業実態確認」と「ノー残業デーの設定と実施」に

ついて効果があつたことなどを紹介してゐる。また、UI ゼンセン加盟のうち、進んだ取り組みをしてゐる 5 事例を紹介してゐる。これらの事例を読むと、千頭も述べてゐるように、「当該労使にとって特別なアクションではなく、当たり前のことを当たり前にしているだけ」ともいえる。しかし、その「当たり前」が多くの企業・職場では実施されていないのが現実だ。

伊藤紹介「東京電力における労働時間適正化への取り組み」は、大企業の事例紹介である。電力小売自由化や中越沖地震による近年の環境変化の中で長時間労働が改めて問題になつてゐること、2004 年の労働基準監督署の指導以降の取り組み状況などが紹介してゐる。出退勤管理システムを改良したことは、サービス残業撲滅に効果的であろう。様々な対策によって、社員の意識や職場風土が改善されたようであるが、同時に改革の途中であるとも述べてゐる。特に重要な指摘は、「時間外労働を何時までと制限する取り組みは、効率的な働き方や業務のスクラップを伴わなければ、業務の先送りや持ち帰り残業の発生につながりかねず、かえって労働時間の適正管理が達成されなくなる」という点である。

本特集で日本の長時間労働のすべてが解明されるわけではないだろう。しかし、日本の長時間労働を考える上で今後必読の特集号になることは請け合いたい。

責任編集 佐藤厚・大内伸哉・小倉一哉
(解題執筆: 小倉一哉)